

令和3年土佐清水市議会定例会4月会議会議録

第1日（令和3年4月20日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第2号 専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第3号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第24号 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について

議案第25号 土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 議決を受けた議案の訂正（正誤）について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |

11番 浅尾公厚君

12番 永野裕夫君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 主 幹 | 中島 史博 君 |
| 主 幹 | 新谷 和洋 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                          |         |
|----------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                    | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井 大城 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員         | 西原 貴樹 君 |
| 企画財政課長         | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長   | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長         | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                    | 味元 博文 君 |
| 福祉事務所長         | 井上 美樹 君 | まちづくり対策課長                | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長         | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長補佐（総括）兼<br>農業委員会係長 | 岡田 哲治 君 |
| 水道課長           | 吉永 敏之 君 | 教 育 長                    | 弘田 浩三 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会4月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

4月会議の審議期間につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって4月会議の審議期間は、本日1日と決

しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番甲藤眞君、9番細川博史君を指名いたします。

日程第3、市長提出、報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第3号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第27号「議決を受けた議案の訂正（正誤）について」までの議案4件、計7件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに、令和3年土佐清水市議会定例会4月会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で延期となりました東京2020オリンピックが開催まで100日を切り、昨日、今日と高知県内全21ルートで聖火リレーが行われています。

本市では昨日、聖火リレーの出発会場となりました清水中学校におきまして、同校音楽部による演奏などのミニセレブレーションを行った後、本市在住の高校生、和泉美来さんが最初のランナーとしてスタートし、10人による聖火リレーが沿道での密を避けるよう呼びかけるなどして予定どおり実施されました。

7月以降開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピックが、新型コロナウイルス対策に万全を期した上で無事開催されますことを祈っております。

さて、昨年4月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、初の緊急事態宣言が発令されてから1年が経過しましたが、この間も第2、第3の感染の波が訪れ、2回目の緊急事態宣言が1月8日に発令され、3月21日に解除されたものの、その後も変異株による感染も急速に拡大したため、今月5日からは、宮城県・大阪府・兵庫県、12日からは、東京都・京都府・沖縄県、本日からは、埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県の計10都府県において新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置が適用されることとなりました。

また、四国3県の感染者数の急増もあり、全国規模の大きな波として第4波の厳しい感染状況になりつつありますので、より一層感染予防対策に取り組んでまいります。

次に、65歳以上の高齢者を対象に始まった新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、本市の状況を御報告いたします。

本市には、今週ファイザー社製のワクチン1箱、約1,000回分が配分されることになっており、2回接種する必要があるワクチンであるため、人数にして約500人分のワクチン量となることから、まずは高齢者施設に入所されている方を優先するとともに、施設内におけるクラスター感染対策のため、高齢者施設の従事者の方を優先して接種することにしており、高齢者施設及びその協力医療機関と調整を行っております。

その後のスケジュールについては、高知県は4月26日から5月3日の週に、さらに1箱を追加配分することとしており、85歳以上の高齢者から優先的に接種を進めていく予定としております。

なお、接種体制につきましては、市内の各医療機関に御協力をいただき、医療機関での個別接種と会場を設定しての集団接種を進めていくこととしており、ワクチンの配分量を確認しながら国の接種順位に沿って市民の皆様へ接種の御案内をする予定としております。

また、市広報紙及びホームページでもお知らせいたします。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、地方税法等の一部改正に伴い、土佐清水市税賦課徴収条例の一部改正について地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した報告であります。

報告第2号は、半島振興法第17条に係る省令の一部改正が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した報告であります。

報告第3号は、令和3年3月16日に発生した車両事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した報告であります。

議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得の独り親世帯及びその他低所得の子育て世帯に対する特別給付金を支給するものとして2,027万6,000円を計上しております。

独り親世帯への支給は3度目になり、過去2回は独り親世帯を対象に第一子は5万円、第二子以降は1人当たり3万円を支給してきましたが、今回は二人親を含め住民税非課税の子育て世帯全体を対象を広げ、第二子以降も支給額を1人当たり5万円に引き上げるものです。

なお、支給時期は独り親世帯に対しては5月の児童扶養手当支給時に、その他低所得の子育て世帯には直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、申請に基づき支給を行うこととして国が制度設計を急いでおります。

議案第25号及び第26号は、市民に対するサービス水準の維持向上を図るため、簡易水道を上水道に統合し、管理運営を行うための条例を改正するものであります。

議案第27号は、令和3年土佐清水市議会定例会3月会議で議決を受けた議案の訂正につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての説明を終わります。なお、詳細につきましては、所管から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

3款2項3目母子福祉費には、コロナによる影響が長期化する中で低所得のひとり親及び二人親の子育て世帯等に対し、生活支援の観点から児童1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給する予算を計上しております。

10節需用費には、給付事務に必要な事務用品代として21万5,000円、11節役務費には、案内通知等の送料及び給付金の振込手数料として6万1,000円を計上しており、18節負担金、補助及び交付金には、本給付金の対象となる児童数を400人と見込み、給付金として2,000万円を計上しております。

なお、本給付金につきましては、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯のほか、住民税非課税の子育て世帯も支給対象となっております。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されます。詳細につきましては、予算審議における事業説明書を御参照願います。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金につきましては、歳出予算の財源として計上するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,027万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は104億3,227万6,000円となります。

以上で、議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第3号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第25号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第27号「議決を受けた議案の訂正（正誤）について」までの議案3件、計6件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君登壇）

○総務課長（窪内研介君） おはようございます。今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり1ページから7ページまでです。

本件は「地方税法の一部を改正する法律」及び「同法施行令等の一部を改正する政令」並びに「同法施行規則の一部を改正する省令」が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部改正について同日専決処分したことによる報告であります。

主な改正内容については、個人市民税では均等割及び所得割の非課税の範囲の改正、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長。法人市民税では特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し、固定資産税では宅地等及び農地の負担調整措置の仕組みを継続、その上で令和3年度に限り、負担調整等により増額する土地について前年度の税額に据置き。軽自動車税では、種別割に係るグリーン化特例の期限について税率区分を見直した上で令和5年3月31日まで2年延長。環境性能割の非課税について臨時的経営期限を令和3年12月31日まで9か月延長するものであります。

報告第2号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり8ページから9ページまでです。

本件は、半島振興法第17条地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部改正について同日専決処分したことによる報告であります。改正内容は、不均一課税の要件について適用期間を令和5年3月31日まで2年間延長するものであります。

報告第3号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」、議案つづり10ページから11ページまでです。

本件は、令和3年3月16日、市役所駐車場において公用車を運転する職員が公用車を後進し、右側にハンドルを切った際、確認不十分であったため左後方に駐車している車両に接触し、車両の右後部及びナンバープレートに損傷を与えました。

4月7日、損害賠償額14万6,750円で示談が調い、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について第2号の規定により同日専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第25号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり13ページから14ページまでです。

本案は、地域住民に対するサービス水準の向上を図るため、上水道及び簡易水道の経営上の統合を行い、土佐清水市上水道に一元化する簡易水道事業統合計画を平成21年度に策定し、平成30年度まで簡易水道との整備を国庫補助事業で行ってきました。

令和2年度末が統合期限となっており、統合認可の申請を行っていましたが、県知事から令和3年3月31日付で承認されましたので条例の一部改正を行うものであります。

改正内容は、第2条第2項に規定する給水区域、給水計画人口及び1日最大給水量について、簡易水道の文言を削り、所要の改正を行うものであります。

議案第26号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり15ページから16ページまでです。

本案は、議案第25号と同様、簡易水道を上水道に統合したことにより、水道料金表を改正するものであります。

改正内容は、第31条に規定する水道料金及びメーター使用料について簡易水道料金の表を削るなど所要の改正を行うものであります。

議案第27号「議決を受けた議案の訂正（正誤）について」、議案つづり17ページから18ページまでです。

本案は、令和3年市議会定例会3月会議で議決を受けておりました、議案第23号「工事委託協定の変更について」、下ノ加江川ほかインフラ関連河川改修工事、市道船場長野線大規模更新事業、下ノ加江橋架け替えにおける工事委託についての議案中、協定の金額に事業着手年

度の平成28年度から令和3年度までの事業費及び市負担額を表記すべきところを平成29年度から令和3年度までの債務負担額の事業費及び市負担額を表記しておりましたので、誤りの箇所を訂正し、議決を求めるものであります。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

ただいま議題となっております案件中、議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第27号「議決を受けた議案の訂正（正誤）について」までの4件は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、その点十分お含みおきの上、質疑されますよう特にお願い申し上げます。

なお、4月会議における質疑につきましては通告制を取っておりませんので、発言のある方は自席でお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田です。

議案第27号「議決を受けた議案の訂正（正誤）について」の質疑をさせていただきたいと思えます。

この議案第27号ですけれども、ほぼ1か月前の3月会議で議決をしました議案の協定の金額に間違いがあったということで、訂正をして再度議決を求めるというものであるわけですけれども、何とも残念な提案だというふうに言わざるを得ません。言うまでもありませんけれども、この議会の審議は執行部の示しております資料等は間違いのないもの、正しいものということ的前提に成り立っているわけですので、それが間違っているということになりますと執行部が提案します議案の正当性だけでなく、議会の議決への信頼性も損なわれるという問題となります。市民目線で言えば、執行部も議会も一体何をしているんだということになるのではないかと思います。そういう点で、私たちは自戒の念を込めてこの問題についてしっかりと検証する必要があるんだろうというふうに思えます。

まちづくり対策課長にお尋ねをします。

先ほどの総務課長の説明では、28年度の債務負担行為ですかね、その部分が抜け落ちて29年度からの工事費ですかね、委託費が出されたというような話でしたけれども、なぜ、この委託の金額というのが3月会議で間違っただけで提案をされるようなことになったのか。その理由

をここで伺いをしておきたいと思います。率直な答弁をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

令和3年3月会議、議案第23号により、議会に上程しておりました工事委託協定の変更について、下ノ加江川ほかインフラ関連河川改修工事、市道船場長野線大規模更新事業、下ノ加江橋架け替えにおける工事委託において、事業開始年度の28年度が含まれておりませんでした。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田議員。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 2回目になりますけれども、28年度の分が抜け落ちていたという説明なんですけれども、この提出する議案に関わって、その作成やチェックというのは必ず行って提案をされているものであるはずですよ。この提出した議案の作成チェックはどんなふうに行われているか。これは事前にちょっとお話も伺ったわけなんですけれども、その辺りをちょっと教えていただきたい。今回、どのようにしてチェックをしてみたのかと。どのようにしてその提案が起案として上がってきたかという点を、まず1つお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、下ノ加江橋の架け替えについての工事委託協定の締結が一番最初に提案されたのが平成28年の9月会議になります。この工事は県の河川改修工事に乗った形で工事費の65%は県と国が、残りの35%を市が負担して県に事業を委託するというものとして進められてきています。協定期間が28年から33年までの6年間と。債務負担行為で財源を担保するというので進めてきたということのようです。

ところで、私ちょっとこの議案を見て、28年9月以降に出された議案書をちょっと確認してみたんですけれども、この委託協定の変更についてとして協定金額の変更が3月会議も含めて全部で6回ほど提案をされ、議決されています。

具体的ところでまちづくり対策課長にお尋ねしたいと思いますけれども、この4月会議で訂正をして提案されています変更前の協定の金額、総事業費、市負担額はどの会議で議決をしたものなのか。それをお伺いしたいと思います。もしそれが直近で議決されています令和元年9月会議だとすれば、今回提出の議案第27号で正誤の正しいとされている協定金額、総事業費が9億9,623万3,000円、市負担額が6億932万5,205円。いずれも令和元年9月会議で、直近の会議で議決された金額と異なっているわけなんですけれども、この点についてお伺

いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

チェック体制ですが、担当係長、そして補佐、そして私課長でチェックいたしまして上程しております。

そして、令和3年3月会議での正しい変更の金額は、いつの時点の金額かということでお答えいたします。令和2年10月会議において専決処分、報告第11号で報告しており、総事業費は9億9,623万3,000円、市負担額は6億932万5,205円となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田議員。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） あと産業で質疑、審議がありますので、ちょっと疑問点も多々あるんですけども、3回目です。

チェックを係長、それから補佐、課長として、この議案についてはチェックをしたと、するというふうですけれども、今回どうだったのかですね。それをちょっとお尋ねしたい。今回はそのチェックが生きているのかどうかですね。こういった形で提案をされると、1か月後に修正するというようなことはね、ちょっと通常あり得ないと思うんですが。3月会議において、どのようにチェックがされたかという点をお尋ねします。

それからもう1点。これは直接関わらないことになるかもしれませんが、最後に参考までにということで、ちょっとまちづくり対策課長にお尋ねします。

この下ノ加江橋の架け替え工事の委託、協定金額、この工事金額の変更というのは、この5年間で私が見た中では議決で6回変更されています。それから事前にちょっと課長にもお尋ねしたんですけども、先ほど答弁ありました。どうも250万円以下であれば専決できるという話でしたので、それ2回やって合計8回工事金額の変更がなされているというように私は受け取りました。

そこで、これ非常に変更回数多いのではないかなというふうに思うんです。工事期間が5年間と長いのでね、年に1回、2回ぐらいの変更というのは当然あるのかもしれませんが、5年間に及ぶ工事期間があつて、この程度の8回ぐらいですか、その変更というのは通常のことなのかどうかですね。その辺りを参考までに最後にお聞かせをいただきたいというふうに思います。今、2つお尋ねしましたので、今回のチェックはどうだったのかということも答弁いただきたい。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

今回のチェックですが、係長、補佐、私課長の3人でチェックして上程しております。

もう一つの質問ですが、5年にわたる長期の契約で変更が多いということです。それに対してお答えします。

当初の工期は平成28年10月18日から平成33年3月31日までの5年間であり、台風及び梅雨時期等の増水を見込み、長期計画としておりました。

令和元年9月会議により、令和4年3月31日まで一年間延伸しており、本協定のように工事期間等が長いものについては発注時の労務費、資材単価は変動するため、通常の単年度工事より変更回数は多くなります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） もう3回目は終わりましたけれども、答弁ありがとうございました。まだちょっと疑問点があるんですが、あとはもう産業のほうにお任せをしたいと思います。

ただ、私最初申し上げましたようにね、市政と議会の正当性や信頼性が損なわれる問題だというふうに感じますので、ここはぜひ、こういったことが二度と起こらないように、ぜひ執行部には、チェックをしたということですからけれども、気を引き締めて対応をしていただくということをお願いしまして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 報告第2号。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員、通告はしておりますか。

○7番（岡本 詠君） 通告してないですよ。

○議長（永野裕夫君） 通告は16日までに、この件について質疑の通告をということで議会運営委員会のほうで発しておりますので、会派の中で聞いてないということかと思いますが、取りあえず質疑の通告は16日までということになっております。

はい、どうぞ。

○7番（岡本 詠君） 先ほど議長の発言の中で、今回の4月会議においては質疑の通告を設けてないみたいなことを言ってなかったですか。

○議長（永野裕夫君） それは通告制です。一般質問と、それから質疑とは違いますから。通

告制を取ってないということで、通告に関しては先週の金曜日までに質疑に対しての通告をしますよということの取り計らいをお願いしますということでございますので、この件につきましては、岡本議員は産業厚生常任委員会ですので、その常任委員会のほうで質疑をしていただければというふうに思います。

○議長（永野裕夫君） 7番。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） その通告制について、ちょっと説明してください。通告制を取ってないということ。

○議長（永野裕夫君） 今はその論議の場でございませんので、これは。

○7番（岡本 詠君） 議長。ここ論議する場なんですよ。議会って。

○議長（永野裕夫君） 通告制についての論議ではございません。これは質疑ですから。

○7番（岡本 詠君） 議長の発言について、今説明が分からないから説明してと言ってるの。

○議長（永野裕夫君） 通告制というのは、一般質問のようにどことこの誰々のところへ、こういう形で質問をしますよと。ですから、このことについて一般質問として日にちを決めて何月何日にこのことについて議場で質問をさせていただきますということが通告制でございます。

それで、通告というのは、このことに質疑に対して発言がありますよということですから、内容等については一応、その中で精査をしていただくということになります。

ただ、質疑の場合もしっかりとした答弁をいただくということになれば、それは打合せをしていただいて、そしてその答弁をいただくというようなことになろうかというふうに思います。どうぞ。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） ちょっと意味が分からんところあるんですけど、通告制を取ってないということは、通告しなくて質疑ができるということじゃないんですか。

○議長（永野裕夫君） それは違います。ここは見解の相違ですので、このことについて論議はなかなかできないと思います。

ただ、ルールの中で通告については4月16日までになるべく質疑をするということは申し送ってください。議長か、または議会事務局にそのことについてお願いをするということをおっしゃるので、これは慣例でずっと今までそういう形でやっております。ですから、この件につきましては質疑ということの取り計らいはなかなかできませんので、岡本議員は産業厚生常任委員会、次の委員会で十分に論議をしていただくということをお願いをしたいなというふうに思っております。

10番。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) 議長にお願いをしたいんですけども、議運の中で今回の質疑については16日までと、金曜日までに通告してくださいという確認をしました。私もその場におりましたので。

ただ、私うっかりしてましてね、後で事務局や議長のほうにちょっと16日過ぎて質疑の通告をさせていただいたんです。これ了解していただきました。大変ありがたい対応だったというふうに思っています。

私、今回非常に議運の中で話をして了解はしてますけれども、通常の定例の議会であれば一週間ぐらい前に提案理由の説明があつて、その後、質疑の通告の日にちが決められているわけですよ。当然、提案理由の説明があつた上で質疑をすると、通告をするということになるのかと思います。

ただ、今回のような1日限りはですね、提案理由の説明の前に通告の締切りがあるわけですよ。だからどのような説明があるかというのは、基本的には今日の提案理由の説明聞かないと分からないわけですよ。だから、私が通告の16日を過ぎてお願いをしたのもね、きっと議長はそのことを配慮して対応してくれたんだと思います。提案理由の説明がない前に通告の締切りというのは、どう考えても道理に合いませんのでね。その辺りは弾力的にぜひ対応していただきたい。

ただ、岡本議員は産業厚生常任委員会の委員ですので、産業厚生常任委員会の中で話すことについては、それは控えて、そこで産業厚生常任委員会で行ったらいと思いますけれども。

今、質問されようとしていることはね、産業厚生常任委員会のことじゃないというふうに私思うんですけども。ちょっと聞いていただいて、その上で判断をしていただいたらというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 御意見は御意見といたしておきますが、これもやはり慣例の中で通告期限というものを、今はそういう形でルールで決めておりますので、ぜひそのことについては御了解をしていただきたい。

今後、このことについて今前田議員の言ったような意見があれば、これはまた議会運営委員会のほうで十分に論議をしていただくということでお願いをしたいなというふうに思います。

7番。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 前田議員の言うとおりでなんですけど、今回ね、まず議長が自ら発言された通告制を取っていないという発言の内容と、実は議運で通告制を取っていると。何日までに通告してくださいという話をしていたというのは、これは矛盾していると思うんですね。だ

から、そこら辺をちゃんと精査してやってもらいたい。

もう1点、報告第2号というのは産業に付託されていますか。

○議長（永野裕夫君） 報告第2号。総務関係ですね。

○7番（岡本 詠君） だから総務関係で産業厚生常任委員会で付託をされているならば、私そこで質疑しますけど。

○議長（永野裕夫君） 訂正いたします。2号については付託をしていないということですので、大変申し訳ございません。

○7番（岡本 詠君） だから、付託されていないから委員会で質疑できないので、ここで質疑をしたいんです。この報告第2号に対して。

○議長（永野裕夫君） そのことは十分分かりました。

しかしながら、今のこの土佐清水市議会の中では取りあえずルールを決めて、質疑に対しては日にちをとということで今切っておりますので、ここはここで今後の議運での論議になると。今、前田議員が言ったように提案をしてもらってますので、ここはやっぱり議会運営委員会で論議していくということになろうかというふうに思いますので、今は、今日はこのルールでやらせていただきます。

どうぞ。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） だから、じゃあ報告第2号に対しての質疑は今後どこでやるんですか。これ4月会議が終わってどこでやるんですか。あと慣例でと言いますが、その慣例というのはちゃんと法的な根拠に基づいてやっているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） もちろんそうですよ。

この問題については、今ここですったもんだ話をしたところでなかなか前進まんと思いますので。

10番。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 産業厚生常任委員会にも総務常任委員会にも関わらない報告だということであれば話を出す場がありませんのでね。やっぱりこの本会議の場で報告についての質疑は受けて答弁すべきやないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。それがやっぱり私は必要。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。議運を開いてください。

午前10時45分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会の中で岡本議員の取扱いについて論議をさせていただきました。

当然、4月13日の議運の中で通告期限を3年4月16日までということを明記はしております。

しかし、この1日会議についてはなかなか報告を委員会付託とかいうことをしておりませんので、そのことについて質疑をするというのは妥当性があるのではないかというような、そういう意見が出ました。

結局、その中で私の議長裁量権の中でこのことを許可するというので会議を進めていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

7番、岡本議員。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） なかなか大ごとになって、全然そんな大したことじゃなかったんですけどね、取りあえず報告第2号、専決処分した事件の報告について質疑をさせていただきます。

これ先ほど総務課長から一定説明がありました、その中で発言ではされてなかったんですけど、議案つづりの8ページ、ここから9ページなんですね。議案つづりの8ページの上から1、2、3、4行目。2行目からいうと「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（平成元年条例第50号）の制定について」というふうに続いているんですけど、9ページ、1、2、3、4、4行目、同じような内容で「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成元年条例第50号）の一部を次のように改正する」と。

この9ページのこの文章が正しいと思うんです。8ページの2行目のところで一部を改正する条例で、（平成元年条例第50号）というふうに入れてますけど、これ9ページが正しいと思うので、1行目の頭からずっときて右のほうなんですけど不均一課税に関する条例、この後ろに（平成元年条例第50号）が来るんじゃないかなと思ったんです。表記の誤りだとは思いますが、この辺り間違っているのかどうか、それ質疑したいです。

○議長（永野裕夫君） 税務課長、答弁できますか。

7番、岡本議員。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 質問の内容は理解できましたか。

○議長（永野裕夫君） ちょっと待ってくださいね。

副市長。どうぞ。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

ただいま岡本議員から指摘ありました、括弧書きの位置がずれておりますので、9ページのほうが正しい条例改正案になっておりますので、この場をお借りして訂正とおわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 7番。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） やっぱ間違いということで。ミスは誰でもあるんですけど、特に議員に配付する議案つづりでありますので、議会に提出する、気をつけてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第24号から第27号までの4件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に配慮をお願いいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催し、終了後、産業厚生常任委員会を開催しますので、委員会審査についてよろしくお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから予算決算常任委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告いたします。

令和3年土佐清水市議会定例会4月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出のうち3款2項3目母子福祉費について、委員から、子育て世帯生活支援特別給付金は今回で3回目の支給とのことであり、前回との違いについては二人親世帯で住民税非課税世帯も含み、そして子供1人に対して一律5万円の支給とのことありますが、住民税非課

税世帯に関わる部分において、事業説明書によると令和2年12月31日現在の課税状況並びに住基状況の算定により対象児童数を見込んでいるとのことだが、前年の令和元年度の収入、所得によって課税するとなるとコロナの影響が出ていない段階での収入になり、コロナの影響が見えないのではないかとの質疑に対し、執行部から、住民税非課税世帯の子育て世帯の部分については、現在国の具体的な制度設計が行われているところであり、その基準日が未定となっている。今後、具体的に基準日が示されてからの決定となるとの説明がありました。

また、同委員から、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者を給付の対象とするということだが、公的年金給付等とはどのようなものが含まれるのかとの質疑があり、執行部から、公的年金給付等には遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当するとの説明があり了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会の審査結果について報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 産業厚生常任委員会審査結果の概要と結果報告をさせていただきます。

令和3年土佐清水市議会定例会4月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第25号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について」

議案第25号及び26号は関連する議案のため、一括して審査を行いました。

執行部の説明によりますと、簡易水道は事業規模が小さいため経営基盤が脆弱であり、地域住民に対するサービス水準の維持向上を図る観点から市内の上水道及び簡易水道の経営上の統合を行い、土佐清水市上水道に一元化する簡易水道事業統合計画を平成21年度に策定し、平成30年度まで国庫補助事業として施設整備を行ってまいりました。令和2年度末が統合期限となっており、高知県知事から統合認可申請が承認されましたので関係条例の改正を行うものとのことでもあります。

委員から、条例改正に伴い料金は変わらないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、料金改定は平成29年度から段階的に行っており、令和2年度から市内全域で同じ料金になっているため今回の改正はないとのことであり、了承いたしました。

2、議案第27号「議決を受けた議案の訂正（正誤）について」

執行部の説明によりますと、令和3年3月会議に上程していた議案第23号「工事委託協定の変更について」、事業開始年度の平成28年度の事業費が1億7,062万4,000円含まれておらず、誤って債務負担行為額に対する事業費と市負担額となっており、総事業費及び市負担額を訂正するものとのこととあります。

委員から、課内で確認しているにもかかわらず、なぜこのような事態になったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この事業は平成28年度から令和3年度までの事業期間となっており、議会には全体協定の議案と債務負担行為の予算案を御審議いただいている。債務負担行為は平成29年度から令和3年度までの期間となっており、この債務負担行為の考えで計上したため間違いとなったとのこととあります。

また、委員から、債務負担行為の金額を計上したということは理解はしたが、3人で確認しているにもかかわらず、どうしてそうなったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和3年3月会議で全体協定と債務負担行為の2つについて上程しており、債務負担行為の計算方法で全体協定のほうも上程し、間違えてしまったとのこととあります。

さらに、委員から3月会議で議決している議案を4月会議で訂正ということは一事不再議に抵触しないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、市議会会議規則第15条のただし書に該当するとの解釈で、今回訂正議案として提出させていただいたとのこととあります。

また、執行部の確認が不十分だったことに対し謝罪がありました。

委員から、今回は金額も大きく議会としては執行部からの資料をそのまま信用して審議し、議決しており、今後、こういうことがないようにぜひ気をつけていただきたいと指摘し、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第24号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「議決を受けた議案の訂正(正誤)について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 御苦労さまでした。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今会議で提案いたしました議案につきましては、全て適切なる御決定を賜り、誠にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

また、議案の訂正等、議員各位から指摘された点につきましては、さらに執行部でチェック機能を強化させるなど緊張感を持って行政運営に当たりますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、大阪府は本日中に政府に対して緊急事態宣言の発令を要請する意向を示すとともに、東京都についても22日に開催するモニタリング会議において専門家の意見を聴いた上で判断する方針とのことですが、変異ウイルスの流行と相まって感染拡大の第4波という大きなうねりの中で、実効性のある対策をどう講じていくのか大変重要な局面を迎えております。

このような事態を対岸の火事と考えず、市民の皆様におかれましては一人一人が強い危機感を持ち、マスクの着用や手洗い・消毒、感染のリスクの高い3密の回避といった基本的な感染予防対策の徹底を重ねてお願いいたします。

今後におきましても、市民の皆様の生活に寄り添い、国・県をはじめ、関係機関と連携しながらコロナから市民の命と暮らしを守るため、危機管理の先頭に立って全力を挙げてコロナ対策に取り組むことをお誓いし、閉会に当たっての御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) 4月会議散会に当たり、一言申し上げます。

4月会議は本日1日というタイトな会議にもかかわらず、貴重な質疑、委員長審査、お疲れさまでございました。

さて、議長としてお願いをいたします。

執行部においては、今後より慎重に精査した議案提案をしていただきますよう、また、議員各位においてもその議案に対し、しっかりとチェック機能を果たすことを切に希望をいたします。

令和3年土佐清水市議会定例会4月会議を終了いたします。なお、質疑で指摘をされました

箇所は速やかに修正し、正誤にてお示しをいたしております。正誤表をお配りいたしておりますので御確認をよろしくお願いいたします。

以上で4月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時10分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員